

推論主義と承認欲求をめぐる往復書簡

A Discursive Practice on Inferentialism and Desire for Recognition:
Letters Exchanged between a Hegelian and an Inferentialist:

川瀬和也、白川晋太郎

本稿は、ロバート・B・ブランダムによって展開されてきた推論主義の哲学的な可能性を考えるための往復書簡である。白川晋太郎は、ブランドムの推論主義において重要な役割を果たす相互承認論が、「ジグザグ型の無限後退」に至るのではないかという懸念を表明し、また、「承認欲求」概念を用いることでブランダムとは異なる言説的実践の説明の可能性を提示している。

本稿ではまず川瀬がこの議論にブランドムの側から反論を試みる。そこで論点となるのは、第一に、承認主体としての承認は推移性を持つというブランドムの指摘の重要性を捉え損ねているということである。第二に、承認欲求はそれ自身規範的態度であり、言説的実践の外側からの説明にはならないのではないか、ということである。

続いて、白川がそれに再反論する。そこでは頑強な承認とは異なる通常の承認からの議論の展開可能性と、理由の空間の内外を行き来することが求められるような、個々具体的な理由の空間について論じる際の承認欲求の重要性が指摘される。

キーワード：推論主義、承認、理由の空間、ブランダム、ヘーゲル

目次

- I はじめに（川瀬）
- II 白川晋太郎氏の承認欲求に基づく推論主義への疑問（川瀬）
 - 1 承認欲求と頑強な承認
 - 2 承認欲求とセラーズ右派推論主義
- III 川瀬和也氏への応答（白川）
 - 1 応答の前に：無限後退がブロックされる理由の明確化
 - 2 応答（1）承認欲求と頑強な承認
 - 3 応答（2）承認欲求とセラーズ右派推論主義
 - 4 まとめ
- IV 白川氏の応答へのコメント（川瀬）

I はじめに (川瀬)

本稿は、ロバート・B・ブランダムによって展開されてきた推論主義の哲学的な可能性を考えるための往復書簡という体裁を取っている。初めに、本稿の成立過程と構成について説明したい。本稿の執筆にあたっては、まず川瀬が白川氏の著書『ブランダム 推論主義の哲学』で展開された議論への疑問と反論を原稿にまとめ、白川氏にお読みいただいた。その後白川氏より大変充実した内容の応答をいただいた。以下では、川瀬による疑問および反論と、白川氏の応答をそれぞれ掲載する。最後に、川瀬による簡単なコメントを付す。

II 白川晋太郎氏の承認欲求に基づく推論主義への疑問 (川瀬)

1 承認欲求と頑強な承認

白川晋太郎は、ブランダムの推論主義において重要な役割を果たす相互承認論が、「ジグザグ型の無限後退」に至るのではないかという懸念を表明している(白川 2018; 2021)。白川はまた、「想起」という歴史的な次元を導入することで、ブランダムはこの問題を解消したと指摘する¹。しかしブランダムは、歴史的な次元を導入せずとも相互承認論に問題は生じないと考えているように私には思われる。

白川によれば、ブランダムの相互承認論は、無限後退に陥ることなしには「態度超越性」要件を満たすことができない。「態度超越性」要件とは、ある規範的地位にあるという資格についての説明は「ある主体(個人や集団)が資格がある(正しい)とみなすこと」と「実際に資格がある(正しい)こと」の区別を可能にする²のでなければならない、という要件のことである(白川 2021, 233)。まずはなぜブランダムの相互承認論がこの要件を満たさないとされるかを確認しよう。

白川はブランダムの相互承認論を、「Aが特定の規範的地位を有するためには、まずそのような規範的地位を有するものとして他者Bに承認してもらわなければならない」という主張として整理する(白川 2021, 240)。これは確かに、ブランダムの相互承認論の説明と合致する。つまり、白川の整理の前半部は、主体Aが自らの規範的地位を引き受けるためには、他者Bからの承認を通じて、それを引き受けるための権威を帰属させられなければならないというブランダムの議論に対応する。後半は、Bは、Aに権威を帰属させるための権威を持たなければならない、その権威はAがBに権威を帰属させることによって成立するという議論に対応する。

白川は続けて、この議論が不十分だと指摘する。なぜなら、「Bの承認資格に関して問題が生じる」からである。詳しくは次のように説明される。

Bの承認資格は、Aの承認のみによって制定されてはならない（さもないとAが正しいとみなすことが正しいことになり「態度超越性」要件に反する）。Aの承認には規範的評価が加えられる必要があるから、Aの承認がさらに他者から承認されたときにのみAの態度は実効化され、Bの承認資格が制定されるとしなければならない。このとき〔…〕Bの再承認に訴えるしかない。ところが今度はBの再承認資格が問題になり、それもまた「態度超越性」要件を満たすためには、Aの再々承認が必要になる。このように〔…〕ジグザグ型の無限後退が発生してしまう。（白川 2021, 241）

白川はこの問題に対する独自の解決策として、「承認欲求」概念を導入することを提案する。また白川は、ブランダムにおいては、この問題は、「想起」という歴史的な次元を導入することで解決されていると述べる（白川 2021, 248-258）。

しかし私が見る限り、ブランダムは必ずしも「想起」を導入せずとも、相互承認はうまくいくと考えているように思える。その理由は、他者が承認資格を持つとみなすことは、単に何かを正しいとみなしたり、何者かに何かをする資格があるとみなすことにはない、特別な性質をもつからだ。その性質とは、「承認主体として承認する」という関係が持つ数学的性質としての推移性である。この論点は『信頼の精神』第8章で提起されているが、白川の批判においてはこの重要性が見落とされているように思われる。

ブランダムは、「承認主体としての承認」を「頑強な承認」と呼び、承認主体としての承認ではない承認、例えば食べ物かどうかを判別する主体としての承認と区別している（ST Chap. 8; 川瀬 2019）。頑強な承認関係の推移性とその意義について理解するために、両者を比較してみる。よりイメージしやすくするために、食べ物かどうかの判別主体としての承認を、毒キノコと食べられるキノコの判別主体としての承認としてさらに具体化して考えてみよう。主体Aが他者Bを、毒キノコかどうかの判別主体として承認しているとする。山で採ってきたキノコが食べられるかどうか、AはBに相談し、Bが食べられると言えば食べ、食べられないと言えば捨てるだろう。ここで、Bがさらなる他者Cを毒キノコかどうかの判別主体として承認しているとする。このとき、必ずしもAがCを毒キノコかどうかの判別主体として承認しているとは限らない。AとCが全くの他人であれば、AはCに、自分が採ったキノコが食べられるかどうか聞くことはないだろう。あるいは、CがBの弟子である場合に、AはBには相談しても、Cの目利きを信頼せず、Cには相談しないということもあるだろう。したがって一般に、「主体Xは主体Yを毒キノコと食べられるキノコの判別主体として承認している」という関係には推移性がない。

これに対して、「承認主体として承認している」という頑強な承認の関係は、推移性を持っている。すなわち、AがBを承認主体として承認し、BがCを承認主体として承認しているならば、必ず、AはCを承認主体として承認しているものでなければならない。なぜなら、AがBを承認主体として承認しているということはまさに、Bが承認主体として承認する相手を、Aも承認主体として

承認するということを含意しているからだ。これをしないならば、AはBを本当は承認主体として承認していないということになってしまう。したがって一般に、「主体Xは主体Yを承認主体として承認している」という関係には、推移性がある。

頑強な承認は推移性を持つ、というこの観点が、白川の批判からは抜け落ちているように私には思われる。白川は「態度超越性」要件を、「ある主体が正しい（資格がある）とみなすこと」と「実際に正しい（資格がある）こと」の区別の必要性として定式化していた。この定式化においては、頑強な承認、承認主体としての承認は、「正しい（資格がある）とみなす」ことの単なる事例の一つだとみなされている。しかし、単に「正しい（資格がある）とみなす」ことは、「承認主体として承認する」とこと異なり、推移性を持たない。ブランダムが両者の区別を強調している以上、ブランドムの相互承認論の検討においては、この区別が考慮されるべきではないだろうか。

実際、白川は、相互承認論の検討において、「ピッツバーグ大学の学生としての資格」についての承認の例を用いている（白川 2021, 240）。しかし、「ピッツバーグ大学の学生としての資格の承認」や、「ピッツバーグ大学の学生としての資格の承認主体としての承認」は、「毒キノコかどうかの判別主体としての承認」と同様に、推移性を持たない。それゆえこの事例は、ブランダムが考える相互承認の例として適切ではないはずである。さらには、「態度超越性」要件は、承認主体としての承認についてのブランドムの議論ではなく、信念一般についてのブランドムの議論から取り出されたものである（白川 2021, 232）。このように白川の相互承認論批判においては、「承認主体としての承認」の特殊性が考慮されていないように思われる。

これまで私は頑強な承認が推移性を持つことをブランダムが強調していることと、白川の批判においてはこれが考慮されていないことを指摘してきた。しかし、これまでの私の議論は、「承認主体としての承認」が推移性を持つことが、両者の間の決定的な違いをもたらすということを示すものではなかった。以下ではこれについて論じたい。

ブランダムによれば、頑強な承認は反射性と対称性をも持つ。すなわち、全ての主体は自分自身を頑強な承認の主体とみなしているはずであるし、また、AがBを承認主体として承認するならば、BもAを承認主体として承認するはずである。ところで、頑強な承認は推移性も満たすのであった。それゆえブランダムによれば、頑強な承認は同値類への分割をもたらす。これは、互いを頑強に承認し合う者たちからなる共同体の内部では、誰が「承認主体としての承認」の主体であるのかについて、完全な合意が成立するということを意味している。私はこのことが、目下の議論において重要な意義を持つと考える。

なぜなら、頑強な承認が同値類分割をもたらすことは、相互承認論において、「態度超越性」要件の侵害を無害化すると考えられるからである。繰り返せば、「態度超越性」要件とは、「ある主体が正しい（資格がある）とみなすこと」と「実際に正しい（資格がある）こと」が区別されなければならないという要件である。これを「承認主体としての承認」に当てはめれば、「ある

主体 X が他の主体 Y を承認主体とみなすこと」と「実際に Y が承認主体であること」が区別されなければならない、ということになる。しかし、相互承認の共同体の内部では、X が Y を承認主体だとみなすとき、その共同体の成員全員も Y を承認主体だとみなしているのだからなければならない。このとき、「ある主体 X が他の主体 Y を承認主体とみなすこと」と「実際に Y が承認主体であること」の区別は、実質的に問題にならなくなるように思われる。X による Y の頑強な承認に対しては、異議申し立てが生じ得なくなるからである。言い換えると、頑強な承認は、「態度超越性」要件の例外となるように思われる。そうなるのは、頑強な承認が、他のタイプの承認と異なり、推移性を持つからである。

2 承認欲求とセラーズ右派推論主義

ブランダムはしばしば「セラーズ左派」とされ、R. G. ミリカンに代表される「セラーズ右派」と対置される。セラーズ右派・左派は言語使用の説明を議論の出発点にするという、語用論的な枠組みを共有しているが、その説明の仕方に違いがある。一方の「右派」は、自然などの客観的なものから、言語的实践を説明することを重視する。他方、ブランダムが属する「左派」は、言説的实践のようなものから表象を説明することを目指している。いわば「右派」は客観的なものから主観的实践を説明しようとし、「左派」は主観的实践の内側からその客観性を説明しようとする。

白川は「承認欲求」という概念に訴えることで、ブランダムとは別の仕方と言説的实践の理解可能性を説明しようとし、これを「セラーズ右派的な推論主義」もありうることを示唆する（白川 2021, p. 337, n. 3）ものだとしている。「承認欲求」は欲求であり、したがって直ちには言説的实践ないし理由の空間に取り込まれない、自然的なものである。したがって「承認欲求」に基づく議論は、言説的实践を外側から説明しようとするものである。このことを指して白川は「セラーズ右派」という言葉を用いる。

白川は対立の根深さを認めているが、一方でこの対立をそれほど深刻なものとはみなしていないように見える。白川によれば「どちらの方針でも問題ない」（白川 2021, p. 260）のであって、個人の態度という自然的なものに言説的实践が還元されるとみなすブランダムの「近代」的精神にとどまったままでも、言説的实践の規範性が適切に説明されないという「疎外状況には対処可能」（白川 2021, p. 337, n. 3）である。

しかし、ブランダムによる「近代」批判の要衝が、言説的实践の外側からの説明は、言説的实践という考え方そのものを理解できなくさせるという点にあったことを考えれば、両者の対立はもっと深刻ではないだろうか。白川によれば、「A が B に対して承認欲求を抱くとき、「B には承認する資格があるとみなす」ことが A に要請される」（白川 2021, 242）。しかし、「B には承認する資格があるとみなす」ことは A の規範的態度であり、言説的实践の一部を構成するように思われる。そうだとすると、もしブランダムの主張が正しいなら、この A の態度は、言説的实践の内

側からしか説明されえないということになりそうである。もしこれが正しいなら、ブランダムは白川の結論を受け入れないだろう。

ここから帰結するのは、白川の「承認欲求」論が誤りであるということではない。しかし、白川の「承認欲求」論と、ブランダム的な内側からの説明が両立不可能であるということは帰結するように思われる。もしそうだとすると、ここには白川自身の見立てよりも深刻な対立があると言えよう。

Ⅲ 川瀬和也氏への応答（白川）

川瀬和也による二つの批判は、いずれも的確かつ強力なものである。しかし、「理由の空間」の住人としては「もっとも。その通り」とだけ言って終わらせるわけにもいかない。以下では、若干の補足説明の後、それぞれの批判に応答する。

1 応答の前に：無限後退がブロックされる理由の明確化

現在の私の考えには白川（2021）とやや変化したところがあるので、応答に入る前に簡単に整理しておきたい（もちろんこれにより川瀬の批判が無効化されるわけではない）。

相互承認にまつわる概念的な問題は「想起」と「承認欲求」のそれぞれに訴えることで解決できるという基本的な主張は、今も変わらない。しかし、なぜ想起に訴えることで相互承認の問題が解決できるかの理由に関しては、以前よりも良い説明が与えられることに気づいた。

白川（2021）では、想起に訴えると資格認定の無限後退が生じない理由を次のように説明していた。

[資格認定の連鎖を打ち止めるためには] 現在想起することに——未来世代に許可を得る必要なしに——何らかの正当性があると言う必要がある。そのいみで興味深いのは、ブランダムは（私たちが事実として想起しているというのではなく）想起しなければならないと述べていることである（cf. ST 679; 692）。だがそれはなぜか？ここで想起という作業は概念の規定性や事物それ自体を分節化する客観的概念というものを理解可能にするための必要条件だと言われていることに注目しよう（ST 624）。私たちが現に有している概念や規範の本性からして、概念や規範を維持・管理し、再生産しつつ未来に残していくためには、想起することが現在の私たちに求められているということである。この点で私たちは想起することには正当性がある。だから「その想起は正当なのか？」という問いはいったんここでストップする。（白川 2021, 258）

客観的な概念や規範を維持・管理し、再生産しつつ未来に残すために、それを可能にする想起を

行うことには正当性がある。この「正当性」により資格（正当性）認定の連鎖は止まる。今でもこの説明は有効だとは思いますが、別の説明の方が承認欲求に訴える戦略との対比がきれいに現れる。

あらためて問題を確認しよう。客観性の要件たる「態度超越性」を推論主義の枠内で確保するには、他者の判断（態度）に訴えるしかない。Aが自分を正しいとみなしていてもBからも正しいとみなされなければ、Aが実際に正しいことにはならない。Bの判断（態度）にも態度超越性が求められるが、他者の態度に訴えるという構造を活用するなら、新たな他者Cか（もとの）Aの態度に訴えるしかない。しかしCやAの態度にも態度超越性が求められるから、（B、C、D……と進む）直線型あるいは（B、A、B……と進む）ジグザグ型の無限後退が生じてしまう。

ここからが新たな論点になるが、この無限後退は〈未来の他者の非実体的な態度〉なるものに訴えることでも対処できる。現在のAの態度を評価するのは未来のBである。一見すると「Bの態度にも態度超越性が必要だから」として後退プロセスが始まりそうなのだが、そうはならない。未来のBの態度はまだ現実化しておらず、Bの態度なるものが成立していないからである。そのためBに関して態度超越性がそもそも求められず、Bの態度を超越する別の他者を導入する必要がなくなる。〈未来の他者の非実体的な態度〉なるものを考えることで、態度超越性が不要になるのである。

ここには承認欲求に訴える方法と共通した構造を見て取ることができる。「承認欲求は欲求なので規範的評価の対象とならない」と言うとき、〈承認欲求という非実体的な態度〉なるものに訴えて態度超越性要件の例外を作り出していた。承認欲求は欲求なので態度として実体化しておらず、規範的評価の対象にならない。同様に、未来の他者は現実化していないので態度として実体化しておらず、規範的評価の対象とならない。〈承認欲求〉も〈未来の他者〉もいずれも態度としては実体化していないため、態度超越性が求められない（態度超越性要件の例外となる）。こうして態度超越性要件を維持しつつも無限後退問題は避けられる。〈承認欲求〉と〈未来の他者〉という異なるものに基づきながら共通した構造の論法が成り立つ点が興味深く思われたので、説明の仕方を変更した次第である。

2 応答（1）承認欲求と頑強な承認

まず一つめの批判に応答しよう。川瀬は『信頼の精神』の第8章「欲求と承認の構造」の議論を承けて、私が「承認主体としての承認」（頑強な承認）の特殊性を考慮していないことを指摘し、「頑強な承認」には推移性が成り立つので態度超越性要件の例外になると論じる。想起や承認欲求を導入しなくとも、ブランダム理論内部で相互承認は問題なく成り立つということである。

相互承認を扱いながらも表立って論じられている『信頼の精神』第8章に触れなかったのは単純に私の不手際と言わざるをえない。この点はまず認めよう。しかしブランダム理論が仮に正しいとしても、相互承認に関わる想起論や承認欲求論は、推論主義にとって依然として不可欠な役割を果たしていることに変わりはないと思われる。

川瀬のまとめを参考にしつつブランダムの論点を振り返ると、承認には〈相手を承認主体と認める〉特殊な形態がある。「頑強な承認」と呼ばれるこうした承認には、推移性が成り立つ（AがBを承認し、BがCを承認するならば、AはCを承認する）。頑強な承認には対称性ひいては反射性も成り立つから、互いに頑強な承認が成り立っている共同体の内部では、《誰が〈承認主体として承認する主体〉であるか》に関して完全な合意がなされる。ここでは態度超越性が求められない。態度超越性が成り立たず、他人の承認を批判しないということが、完全な合意が成り立つということだからである。

理由の空間の住人になるためには承認主体として認められる必要がある。頑強な承認とは、相手を一般的な意味で²理由の空間の住人として認めることにほかならない。頑強な承認に完全な合意が成立するという事は、《この人を新たな理由の空間の住人とみなす》という他の住人の承認に対して不満を述べたり異議申し立てすることがないということである。同じ住人として認める資格は個々の住人に認められているが、他の住人の承認に反する資格は誰にも認められていない。

しかしこれはかなり特殊な承認形態にみえる。町内会やマンション管理組合で新たな住人として承認されたり、会社や大学組織で新たなメンバーとして承認される状況で、他の住人やメンバーの一人からさえ承認が得られればよいという場合はほとんどないのではないだろうか。多くのケースでは複数のメンバーによる合議や多数決により新たなメンバーの承認がなされる。メンバーとしての承認には異議申し立てがなされうる（＝態度超越性が成立する）のが一般的だと思われる。

とはいえ、私は態度超越性が成立しないような頑強な承認なるものを否定するつもりはない。一般的な承認とは大きく性格を異にする頑強な承認の存在により、理由の空間は良い意味でユートピア的領域になりうるからだ。私が理由の空間の住人として誰か一人から承認されさえすれば、それだけで自動的に全員からも認められたことになる。私が承認した人は、全住民からも承認される。圧倒的な安心感のもと相互信頼により結びついた理想的な関係が成り立つ。

だが、頑強な承認のユートピア的な承認形態は、やはり「理想主義過ぎ」「あますぎる」面があるかもしれない。誰を感染症対策チームのリーダーにするか、キノコ狩りの際に誰の判断に依拠するか、誰を大学のメンバーにするかといった事柄では、一人の承認が全員の承認になることはない。承認自体の適切性もその都度しっかり他のメンバーから吟味される。ここでは態度超越性が必要であり、完全な合意は成り立たない。こうした通常の承認をブランダムの頑強な承認モデルで説明することはできないので、想起論ないし承認欲求論による理解が求められるだろう。

本節をまとめる。私は「承認主体として承認する」という特殊な承認に関するブランダムの頑強な承認論を全面的に認める。この承認には態度超越性が求められないから、たしかに想起論や承認欲求論は不要である。しかしその他多くの通常の承認には態度超越性が成り立たねばならない。これには頑強な承認論では対応できないので、想起論や承認欲求論が必要となる。もっと言

えば、〈承認主体としての承認を扱う頑強な承認論〉と〈その他の通常の承認を扱う想起論および承認欲求論〉は両立しつつ役割分担しているために、私たちは理由の空間の住人として相互に信頼・尊重しながらも、相互批判的な議論が可能になっていると考えられる³。

3 応答（2）承認欲求とセラーズ右派推論主義

川瀬の二つめの批判によれば、承認欲求論とブランダムBlundellの推論主義は両立しないので、私の「セラーズ右派的な推論主義はありうる」（白川 2021, p. 337, n.3）という主張は成立しない。

理由の空間や言説的实践という規範的なものを非規範的なもので還元的に説明できるとするのが「セラーズ右派」であり、できないとするのが「セラーズ左派」であった。言い換えると、理由の空間を外から観察しながら外にある材料（自然な世界で得られるもの）のみで説明しようとするのがセラーズ右派であり、理由の空間の内に留まったまま、内から見た空間のあり方を説明しようとするのがセラーズ左派である（以降は「理由の空間」と「言説的实践」を同じ意味で用いる）。

川瀬は、承認欲求論とブランダムBlundellの推論主義が両立しないと考える理由を次のように述べている（一部文言は変更）。AがBに承認されたいという承認欲求を抱くとき、《Bには承認する資格があるとみなす》ことがAに要請される。この《Bには承認する資格があるとみなす》態度はAの規範的態度であり、理由の空間の内部に位置している。ブランダムBlundellが正しいとすれば、規範的態度は理由の空間内部でしか説明できない。すると、そうした規範的態度を要請したところの承認欲求も理由の空間内部でしか説明できない（規範的評価の対象となる）。承認欲求が理由の空間の内部にあるのなら、承認欲求論は根本的な部分で瓦解するから、「言説的实践を外側から説明することはできない」とするブランダムBlundellの主張を否定するしかないが、現状そうした議論はない。かくして《承認欲求を理由の空間内部に入れる》か《理由の空間を外側から説明できることを示す》かというジレンマが出来る。

たしかにこのジレンマが成り立つなら私としては苦境に立たされるだろうが、そもそもジレンマは成り立つのだろうか。というのも、ジレンマを導く際の出発点となっている「《Bには承認する資格があるとみなす》ことはAの規範的態度であり、言説的实践の一部を構成する」という主張を全面的には認めることはできないからだ。承認欲求に基づいて相手に特定の事柄に関する承認資格があるとみなす態度には、言説的实践の一部を構成するものと構成しないものがある。承認欲求に基づき相手を承認する態度は、理由の空間の内にあるものと外にあるものの両方があるということである。

たしかに相手に承認資格があることを認める承認の大半は、規範的評価の対象になる（言説的实践の一部を構成する）。総理大臣になりたい（総理大臣として承認されたい）、ピッツバーグ大学の学生になりたい（ピッツバーグ大学生として承認されたい）という承認欲求を抱いて、その辺の公園で遊んでいる子供にそれぞれの承認資格があるとみなすことは、普通は「誤っている」

とみなされる。一般的に言って、問題となる規範的地位がすでに社会制度として確立している場合、承認欲求に基づいて相手を承認する態度は、理由の空間の内に属している。

しかし、理由の空間の外にあって規範的評価の対象とならないような承認もある。典型的には、《その承認を含む相互承認によって新たな具体的な理由の空間が創造される》ような承認である（ここでは町内会や部活など個別的で具体的な理由の空間を問題にしていることに注意しよう。一般的で抽象的な意味での理由の空間は前節で見たような頑強な承認論で説明される）。

新興住宅街「グッドランズ」に越してきた西田と九鬼が新たに「グッドランズ町内会」（という個別的な理由の空間）を形成する場面を考えてみる。西田は九鬼に対して承認欲求を抱き「九鬼はグッドランズ町内会のメンバーに関して承認資格がある」と承認する。そして九鬼は「西田にはグッドランズ町内会のメンバーになる資格がある」と承認する。逆の承認も同時にすることで、西田と九鬼から成るグッドランズ町内会（という新たな理由の空間）が創出される。

ここで、新たな理由の空間（言説的实践）やその内部での規範的地位を成立させるところの承認（下線部）は、それを可能にしているという意味で当の理由の空間には属しえない。そのために当然ながらその理由の空間内部での規範的地位を有しない。この承認は批判的吟味の対象にもならない。批判的吟味とは「規範的地位があるとみなされている」が実際にはそうではないことを示そうとするものだが、そもそも下線部の承認には「規範的地位があるとみなされる」ことがないので、批判の余地がないからだ⁴。

もっとも、新たに創出された個別的な理由の空間が時間と共に確固たるものとなり、制度的に頑強になっていけば、その中で成立している規範的地位を基準にして同類の承認が批判されることにもなるだろう。グッドランズ町内会のメンバーが増え、安定的に営まれるようになった頃、田辺という新規参加者が会長になりたいと思立って、その辺のベンチに座っている人に承認欲求を抱き、その人も田辺を会長として承認したとしても、田辺は会長になれない。会長資格に関する承認はすでに確立している理由の空間の内に属することになるから、他のメンバーから批判的吟味にさらされるからである。

このように相手の承認資格を認める承認には、理由の空間の内にあるものもあれば外にあるものもある。川瀬がジレンマを提示する際に出発点になった「《Bには承認する資格があるとみなす》ことはAの規範的態度であり、言説的实践の一部を構成する」という主張は普遍的には成り立たないため、ジレンマは導かれぬ。私の承認欲求論は依然として維持される。

しかし川瀬の批判のおかげで承認欲求論が扱うことができる範囲が明確になった。（総理大臣やピッツバーグ大学生など）すでに確固たる社会制度として成立している規範的地位については私の承認欲求論で対応できない。これらに関する承認は（川瀬が言うように）規範的態度であり、言説的实践の一部を構成しているからである。私の承認欲求論は（新たな町内会を作る場面のよう理由の空間がまだできていない、子供なのでまだ理由の空間に参入できていない、ある種の精神疾患のように理由の空間から逸脱してしまった等々の場面に見られるような）理由の空間の

外側にある承認にのみ当てはまる⁵。このことは強調しておきたい。

最後に一点。私は川瀬が指摘するのとは違う理由から「セラーズ右派的な推論主義はありうる」というかつての発言を訂正したい。ここまで論じるなかで明らかになったことだが、私は理由の空間を外側から眺め非規範的な道具立てをもって解明することのみに関心があるわけではなかったからだ。私は理由の空間が創出される場面、理由の空間の外から内に入る場面、反対に内から外に逸脱する場面など、理由の空間の内と外の連続性やあいだに着目している。〈規範的なもの〉と〈非規範的なもの〉の連続性を理由の空間の内と外を行き来することで明らかにしようとしている。これは〈規範的なもの〉と〈非規範的なもの〉をまずは二項対立的に捉えた上で、一方を他方への還元を試みたり、還元不可能性を主張したりする右派とも左派とも異なる問題意識である。両者と区別するという意味で（安易であるが）「セラーズ中道的な推論主義」が私の立場の名称となるだろう（両派閥の視点の行き来という動的なポイントを捉えるなら「セラーズ日和見主義」でもいいかもしれないが）。

4 まとめ

本稿で提示した論点をまとめよう。

- 推論主義が客観性を確保するには、想起に訴える方法と承認欲求に訴える方法がある。〈未来の他者の態度〉も〈承認欲求〉も態度としては実体化していないため、客観性の要件たる態度超越性の例外となり、無限後退がブロックされる。二つの方法の共通項を〈非実体的な態度〉に見出すのが白川（2021）から変更し強調したい点である。
- 私はブランダム「頑強な承認論」を全面的に認める。これは抽象的かつ一般的な意味での理由の空間の住人になるための特殊な承認である。（町内会のような）個々具体的な理由の空間の住人になるために必要な通常の承認については、依然として「想起論」や「承認欲求論」が有効である。
- 承認欲求に由来する承認には理由の空間の内にあるものと外にあるものの両方があるため、承認が一般に理由の空間の内にあることを前提とする川瀬の批判は当てはまらない。そして私の立場は「セラーズ中道派」（または「セラーズ日和見主義」）と特徴づけるのが適切である。

最後になったが、以上のように自分の立場が明確になるとともに考えを進めることができたのも、ひとえに本質的かつ適切な批判によるものである。このような批判と機会を与えてくれた川瀬氏に感謝する⁶。

IV 白川氏の応答へのコメント (川瀬)

白川の応答は、白川とブランダムの関心の違いを明確にしているように私には思われる。それはブランダムからの白川の逸脱と見ることもできるが、ブランダムにはない可能性を白川が切り開いていると見ることもできよう。

白川は一つ目の応答において、ブランダムが重視する「頑強な承認」と「通常の承認」を区別し、後者の展開可能性を論じる。また、二つ目の応答では、前者に対応する「一般的で抽象的な意味での理由の空間」と、後者に対応する「個別的で具体的な理由の空間」を区別した上で、後者における承認欲求論の重要性を強調する。

私の理解では、ブランダムは常に「一般的で抽象的な意味での理由の空間」に参加するとはどういうことかを問うている。ブランダムが『明示化』において、言語の意味をその使用から分析しようとしたことはよく知られている(Brandt 1994)。『信頼の精神』の第2部と第3部では、ブランダムはさらに、言語を使用する主体であるとはいかなることかを明らかにしようとしているように私には思われる。こうした問題にアプローチするために、カント的な超越論的統覚が成り立つための社会的・歴史的条件を論じた哲学者としてヘーゲルが召喚される。こうした観点からすれば、白川の言う「通常の承認」や「個別的で具体的な理由の空間」が主たる興味の対象から外れるのは自然なことであろう。この意味で白川の議論は、ブランダムが答えようとしたのとは別の問題に答えようとするものであるように思われる。

しかしそのことは、白川の議論の哲学的な意義を損ないはしないだろう。むしろ白川の議論は、ブランダムの議論を「通常の承認」や「個別的で具体的な理由の空間」の領域へと拡張することを可能にするという積極的な意義を持つ。この点に私はブランダムからの逸脱よりむしろ、ブランダムの手を離れた推論主義のさらなる展開可能性を見たい。この意味で、白川の応答は、ブランダムと白川の違いと、白川自身の哲学理論の展開可能性を明確に示しているように思われる。

最後に、白川の議論がさらに展開された際にぶつかりうる問題を指摘してみたい。それは、相対主義の問題である。「個別的で具体的な理由の空間」が複数並び立つ状況を認めるならば、例えばアメリカにおける共和党支持者にとっての理由の空間と、民主党支持者にとっての理由の空間がそれぞれ並び立ち、誰が実践の主体であるかについても、何が主張を正当化するのかについても、両者が共約不可能になる、という状況が現出してしまいかねない。承認欲求が意味を持つ「個別的で具体的な理由の空間」と、頑強な承認に支配される「一般的で抽象的な意味での理由の空間」の両者を認める白川の描像は、こうした状況にうまく対処しうるのであるか。私は現時点でその答えを持たないが、少なくともこの問いは取り組むに値する問いであるように思われる。白川の研究のさらなる発展に期待するのみならず、私自身にとっても今後の課題としたい⁷。

参考文献

Brandom, Robert B. 1994. *Making it Explicit: Reasoning, Representing, and Discursive Commitment*, Harvard University Press.

———. 2019. *A Spirit of Trust: A Reading of Hegel's Phenomenology*, The Belknap Press of Harvard University Press.

川瀬和也. 2019. 「ヘーゲルはプラグマティストか？——ブランダムの欲望論と承認論」、『ヘーゲル哲学研究』第25号、pp. 10-24.

白川晋太郎. 2018. 「ブランドムの規範的語用論について——観察報告の資格の制定過程の検討」、『哲学』第69号、pp. 185-199.

———. 2021. 『ブランドム 推論主義の哲学——プラグマティズムの新展開——』、青土社.

¹ この問題は『信頼の精神』公刊以前の白川（2018）で提起され、白川（2021）で『信頼の精神』の議論を射程に収めた仕方でも敷衍されている。以下、本稿では白川（2021）を主な検討の対象とする。

² 「一般的な意味で」という限定を付けているのは次節で明らかになる。

³ したがって、態度超越性要件の例外は（少なくとも）三つあることになる。

- (1) 承認主体としての承認（頑強な承認）
- (2) 承認欲求に由来する承認
- (3) まだ現実化していない未来の他者からの承認

⁴ 他にも理由の空間の外にあるがゆえに批判の対象にならない承認がある。〈子供による承認〉〈病的な依存関係による承認〉〈精神疾患や心神喪失による承認〉等である。これらはすでに成立している理由の空間に対して、まだ参入していない（子供）、逸脱してしまった（病的な依存関係による承認、精神疾患、心神喪失）という意味で理由の空間の外にある。いずれも批判的吟味の対象とならないのだが、（理由の空間を創出する場面での承認が批判できないのは、それを批判する理由の空間が存在しないからであったのに対して）これらに関しては、理由の空間の外にあることが致し方なく、理由の空間内部の基準をもとに一方的に批判することが不当だからである。

⁵ 私の承認欲求論は「転倒している」と批判されることがあった。われわれは普通《承認欲求を抱くから相手に承認資格があるとみなす》のではなく、《相手に承認資格があるから承認欲求を抱く》のだ、と。こうした批判が出てきたのは、私の念頭に置いていた承認が理由の空間の外にあることを明らかにしていなかったことに一つの要因があるだろう。たしかに理由の空間の内にあるものについては、《相手に承認資格があるから承認欲求を抱く》が成り立つ。

⁶ 本稿（Ⅲ節）の草稿には、遠藤進平、須田悠基、守博紀の各氏から数々の貴重なコメントをいただいた。あわせて感謝する。

⁷ 本稿は、JSPS 科研費 22H00601; 23K11995; 23K12002 の成果の一部である。

